

議案第 5 号

関市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

関市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

関市特別職報酬等審議会条例（昭和39年関市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

### 附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。